二　高速道路等に係る救急業務に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条に定める道路をいう。）、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速道路等」という。）における救急業務（以下「高速道路等救急業務」という。）を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額（同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数（一月未満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。）に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。）とする。

区分	額
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	二七、二二〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	四〇、八三〇、〇〇〇円
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	五、一〇〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行つている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	二〇、四二〇、〇〇〇円
その他の市町村	

組合実施市町村（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合を組織する市町村であつて、当該年度に高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）を実施する市町村をいう。以下この表において同じ。）以外の市町村

当該一部事務組合又は広域連合を組織する市町村の数が二である場合にあつては一三、六一〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては九、〇七〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、八一〇、

二　高速道路等に係る救急業務に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条に定める道路をいう。）、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速道路等」という。）における救急業務（以下「高速道路等救急業務」という。）を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額（同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数（一月未満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。）に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。）とする。

区分	額
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	二七、六〇〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	四一、四〇〇、〇〇〇円
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	五、一七〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行つている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	二〇、七〇〇、〇〇〇円
その他の市町村	

組合実施市町村（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合を組織する市町村であつて、当該年度に高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）を実施する市町村をいう。以下この表において同じ。）以外の市町村

当該一部事務組合又は広域連合を組織する市町村の数が二である場合にあつては一三、八〇〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては九、二〇〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、九〇〇、